

2025年10月17日

苫小牧市長
金澤 俊 様

苫小牧港の軍港化阻止実行委員会
実行委員長 横山 傑
【公印省略】

令和7年度自衛隊統合演習にあたり苫小牧港の軍事利用の中止を求める要請書

日頃の市政へのご精勤に敬意を表します。

さて、自衛隊統合幕僚監部は「令和7年度自衛隊統合演習」として、10月20日(月)から31日(金)までの間に訓練を実施し、その一環として苫小牧港を利用することを発表しました。今回利用される民間船舶(ナッチャンWorld)は、防衛省との契約により改造され防弾板を装着し、船員は予備自衛官として勤務に当たる防衛輸送船ともいわれる船舶です。そして、有事の際には自衛隊の防衛活動に組み込まれ運用されることが予定されており、民間船舶を利用しての物資の運搬として片づけるわけにはいかないものです。

苫小牧市は、これまでも自衛隊艦船や米艦船の苫小牧港への入港反対を求める私たちの要請に対し、「港湾法では、何人に対しても施設の利用に関し、不平等な取り扱いを禁止しております」として、市として入港を拒める立場にはないとの表明を繰り返されています。しかし、民間港を軍艦が利用することは先進国では決して当たり前のことではありません。

そもそも港湾法第13条は、管理者に対し、私企業の活動の妨害・干渉と、不平等な取り扱いを禁じたもので、軍艦の入港を想定したものにはなっていません。同法が1950年に制定された時は、我が国は連合軍の全面占領下であり、日米安保の発効(1952年)時に横須賀や佐世保が米軍に提供されています。自衛隊の発足は1954年であり、港湾法制定時には日本が再び軍艦を持つことすら想定されていなかったはずです。それだからこそ、旧軍港市転換法が1950年5月31日に議員立法で成立し、6月28日に公布・即日施行され、日本国内から「軍港」の指定がなくなったのではないのでしょうか。

加えて苫小牧市は、2002年(平成14年)に「苫小牧市非核平和都市条例」を制定しています。恒久平和と核兵器のない平和の実現に向け努力することを謳う苫小牧市の港湾施設が軍事利用されることなどあってはなりません。軍艦の入港が当たり前のことになってしまえば、条例の規定が空洞化されていくことにつながってしまうと私たちは懸念を抱いています。

そもそも、私たち主権者である国民に対し、どのような事態を想定しているのか、どんな内容の訓練を何のために行っているのか、それは憲法9条の規定に抵触するものではないのか、といったことがまったくといっていいほど説明されることはありません。自衛隊と米軍の一体化を進めながら年々訓練の規模が全体として少しずつ拡大し、市民の生活の場すら当たり前に使われ始めていることに対し、私たちは強い危機感を抱かずにいられません。軍事の領域を聖域化し、国民に口をはさませない雰囲気醸成し、国会での議論すらまともに行えなかったことが、戦前の軍部の横暴と無謀な戦争突入につながっていったことを、今一度思い返し、日本の民主主義を守るという観点からも、ていねいに疑問と反対の声を上げ続けることが必要だと考えています。

たしかに港湾法の規定からは市として入港すること自体を拒否することは難しいのかもしれませんが、しかし、市民の生活空間が少しずつ軍事に浸食されていくことに対し、懸念を表明すること自体を禁じる法律はないはずです。

以上の趣旨から、貴職に対し下記の項目を要請しますので、ご多用の中お手数をおかけしますが、速やかにご回答下さるようお願いいたします。

以上

記

1. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用は望ましくないことを、市長は市民を代表する立場として表明してください。あわせて、民間港を軍事に利用することへの疑念の声が市民のなかから市に対して寄せられていることを、関係機関やマスコミに対し機会を捉え伝える努力をしてください。
2. 今回の訓練に関わり、苫小牧市内でどのような施設が利用されているのか、市民の安全はどのように担保されているのか、関係機関に対し必要な申し入れを行うとともに、これまでと同様に市として行った対応を含め適切な情報を市民に対し提供してください。